

募集要項等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

令和4年12月14日

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	要求水準書	主要諸室の概要 (イ)一般エリア	24	2	(4)	カ	(イ)	a	(a)	貴市に別途整備する事務備品において寸法記載ない項目は想定として提案図面に記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	配送及び回収時刻等	65	5	(5)	イ	(ア)			学校配膳室業務の従事者の開始時刻は何時からでしょうか。	現時点では未定です。 現在配膳業務を行っている学校では、1日4時間程度の勤務となっています。
3	要求水準書	歩道の位置	9	2	(4)	イ	(ウ)	a		「奥の残地の利用も想定した車道及び歩道を整備する」とありますが、歩道の位置(車道から見て護岸側もしくは南側)について指定は有りますでしょうか。	指定はありませんので提案に委ねます。(参考資料2の(案)では、車が歩道を横切ることがないように護岸側に歩道を設定しています。)
4	要求水準書	進入路	9	2	(4)	イ	(ウ)	a		市道編入路部分につきまして、建設地部分同様に盛り土による嵩上げを行っても宜しいでしょうか。	構いません。 ただし、8月31日公表の質問回答 要求水準書(案)No.17の通り、市道編入予定部分の下水管は最低60cm以上の土被りを確保するよう計画してください。
5	要求水準書	主要諸室区域区分	11	2	(4)	ウ	(イ)			表2-2主要諸室区域区分に記載の「倉敷市専用部分」にトイレが記載されておりません。市専用のトイレは必要無く、「共用部分」のトイレを利用するという認識で宜しいでしょうか。	トイレの区分設定は事業者の提案に委ねます。市専用トイレを設定することを制約するものではありません。
6	要求水準書	一般エリア	11	2	(4)	ウ	(イ)			事業者のみが使用する玄関ポーチを設ける場合、スロープは不要との理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。雇用の面や関係法令への適合などの点から総合的に判断していただいて構いません。
7	要求水準書	施設の耐久性	13	2	(4)	エ	(ウ)	a		「施設の性格上、耐用年数40年程度～」とありますが、躯体の耐用年数と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書	電気設備	14	2	(4)	オ	(ア)	a	(h)	「デジタル配信～」とありますが、市のインターネットを使用して外部のネットワークに接続することは、セキュリティ上可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	機械設備	17	2	(4)	カ	(イ)	b	(a)	「給食エリア及び一般エリアの各諸室には、空調設備及び清浄な空気を十分に供給する能力を有する換気設備を設ける。」とありますが、廃棄物庫や油庫の換気も温調必要でしょうか。	ご提案に委ねますが、管理上臭気にも配慮してください。
10	要求水準書	機械設備	18	2	(4)	オ	(イ)	b	(d)	「グリストラップを設けること。」とありますが、油脂分を排水処理施設で処理することができるメーカーを採用し、水質基準を満たす処理ができればグリストラップを不要とする提案は可能でしょうか。	可能です。提案に委ねます。
11	要求水準書	前室の扉	24	2	(4)	カ	(ア)	e	(d)	「汚染作業区域へ出入りする扉は、手を使わずに開閉できる構造とする。」とありますが、運営上支障が無ければ、自動ドアとしなくても宜しいでしょうか。	構いません。
12	要求水準書	成果品	34	2	(7)	イ	(エ)	b	(h)	実施設計説明書の成果品に「ハース(A3:3カット)」とありますが、外観内観の枚数指定はございますか。	枚数指定はありません。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■様式集

令和4年12月14日

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
1	様式集	様式H-11 調理設備一覧表・備品リスト							(1)調理設備リストに記載する設備関係(蒸気・ガス・電気使用量)は(2)調理備品、(3)その他、業務に必要な備品等(配送車両を含む)リストでは削除とありますが、項目削除を行い、他項目の列幅調整にて書式調整して宜しいでしょうか。	構いません。
2	様式集(計算書除く)	配置計画図	10						配置図の図面の向きと大きさについては審査上、他社と見比べが容易にできるよう、方位とスケールをご指示頂けないでしょうか。 ご指示が無い場合敷地全体を入れた配置図の場合は、図面のスケールが1/600程度となりかつ、調理場がタテ長になり、図面、文字等が見づらくなります。 調理場の向きが提案書の紙面(A3)上、横長になるような配置図としてよろしいでしょうか。(平面図が横長のレイアウトになりますので見易い) またその場合、方位は上を西側として、よろしいでしょうか。	調理場の向きが提案書の紙面上、横長になるように配置計画図に記載ください。その場合、方位は上を東側としてください。 スケールは1/600としてください。
3	様式集(計算書除く)	イメージスケッチ	11						イメージスケッチ(外観及び内観)の枚数について、「外観1枚及び内観2枚」と記載有りますが、枚数制限の4枚以内であれば外観と内観の枚数を増やすことは可能でしょうか。	令和4年11月1日公表の募集要項等に係る質問書に対する回答(様式集)のNo.15の回答をご確認ください。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■事業契約書(案)

令和4年12月14日

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①			(a)
1	事業契約書(案)	別紙2	58	1	(2)	ウ				サービス購入費Bに係る消費税の算出方法について、以下となる理解で宜しいでしょうか。 ----- 共同調理場施設整備に係る対価(税抜)-サービス購入費A(税抜)=サービス購入費B(税抜) サービス購入費B(税抜)×10%=サービス購入費Bに係る消費税【端数切下】 -----	サービス購入費Bに係る消費税は割賦元本額の総額に消費税率をかけて算出してください。
2	事業契約書(案)	別紙2	59	1	(5)	ア				サービス購入費Eに係る消費税の算出方法について、サービス購入費Eの1回あたりのサービス購入費Eの全体額に対し消費税率をかけて算出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	契約の保証	10	第13条	5					「サービス購入費D及びサービス購入費Eの合計の100分の10」とありますが、「サービス購入費F」は記載漏れでしょうか。	第13条第5項を下記のとおり修正します。 5 本事業契約に定める契約金額の変更があった場合には、設計及び建設の履行の保証については保証の額が変更後の別紙2に定めるサービス購入費A、サービス購入費Bの元本額及びサービス購入費Cの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する額に達するまで、開業準備業務及び維持管理・運営業務の履行の保証については保証の額が変更後の別紙2に定めるサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する額に達するまで、倉敷市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る契約金額が原契約金額の3割以内の場合においては、この限りでない。

募集要項等に係る質問書に対する回答

令和4年12月14日

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
1	募集要項等に係る質問書に対する回答「様式集」No.7	添付書類							「市内企業の関心表明書は添付可能です。」とご回答頂いておりますが、提案書の補足資料(契約書、評価書他)についても、提出者を特定できない形であれば添付することが可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項等に係る質問書に対する回答「事業契約書(案)」No.16	別紙2							「ご理解の通りです。」とご回答頂いておりますが、サービス購入費E及びFの場合は、第4四半期で端数調整すればよい理解で宜しいでしょうか。 ----- (例)年間支払額:4,000,001円 第1四半期支払額:1,000,000円 第2四半期支払額:1,000,000円 第3四半期支払額:1,000,000円 第4四半期支払額:1,000,001円 -----	ご提案のとおりで構いません。
3	募集要項等に係る質問書に対する回答「事業契約書(案)」No.18	別紙2							「事業者負担とお考えください。」とご回答頂いておりますが、(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備運営事業案件の第2回募集要項等に係る質問書に対する回答No.5にてご回答頂いております通り、交付金減額により割賦元本が増額し金利が変更(金利の利息額及び利率の変更分)した場合、当該変更により増額した分は貴市の負担になる理解で宜しいでしょうか。	交付金額の変更により割賦元金が増額し金利変更が生じる場合は金利改定の対象とし、市の負担とします。 なお、当該変更手続きで生じる調整費用(アレンジメントフィー等)は、事業者負担とします。